

健高在 第 1411 号  
平成 28 年 3 月 28 日

(介護予防) 訪問介護事業所 管理者 様  
介護予防支援事業所 (地域包括支援センター) 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部  
高齢在宅支援課長  
介護事業指導課長

### 横浜市訪問型生活援助サービスの実施について (通知)

平成 28 年 1 月から実施している横浜市介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「横浜市総合事業」という。) に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

横浜市総合事業の多様なサービスの一つとして、平成 28 年 10 月から、**別紙**のとおり「横浜市訪問型生活援助サービス」(緩和した基準によるサービス) を実施しますので、内容を御確認いただくとともに、訪問介護事業所におかれましては、指定申請の検討・準備等、よろしくお願いたします。

○ 今後のスケジュール (予定)

- 6 月頃 集団指導講習会で説明 ※ 日時等については後日メール配信により御案内します。
- 8 月頃 指定申請受付開始
- 10 月頃 サービス提供開始

○ 添付資料

- ・添付資料 1 対象者となるケースとサービス提供の考え方
- ・添付資料 2 サービスコード表
- ・添付資料 3 横浜市訪問型生活援助サービスについての Q & A
- ・添付資料 4 質問票

※ 別紙及び添付資料 1～3 の内容については、実施に向けた調整を行う中で追加・変更の場合がありますので、御了承ください。

※ 本通知等について御質問がある場合は、添付資料 4 の「質問票」をダウンロードし、4 月 28 日 (木) までに、データを下記アドレス宛にメール送信いただきますようお願いいたします。  
当初は、他の事業者と情報共有するため、Q & A の更新等によりまとめて回答します。

質問票送付先アドレス [kf-zai-sougou2@city.yokohama.jp](mailto:kf-zai-sougou2@city.yokohama.jp)

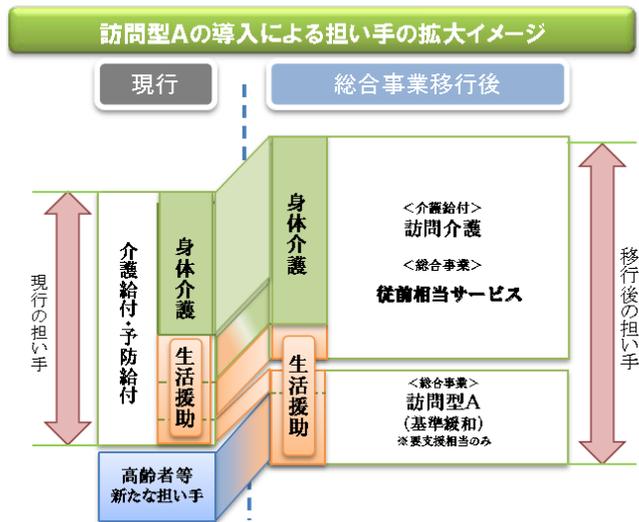
担当：横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課・介護事業指導課  
Email：[kf-zai-sougou2@city.yokohama.jp](mailto:kf-zai-sougou2@city.yokohama.jp)

# 横浜市訪問型生活援助サービス

## 1 趣旨

横浜市総合事業において、介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和した「横浜市訪問型生活援助サービス」を平成 28 年 10 月から実施し、一定の研修受講者が、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に生活援助を行えるようにします。

高齢者が増加し訪問介護員の不足が懸念される中、これにより介護人材のすそ野を広げ、訪問介護員が身体介護を重点的に提供することができるようにします。

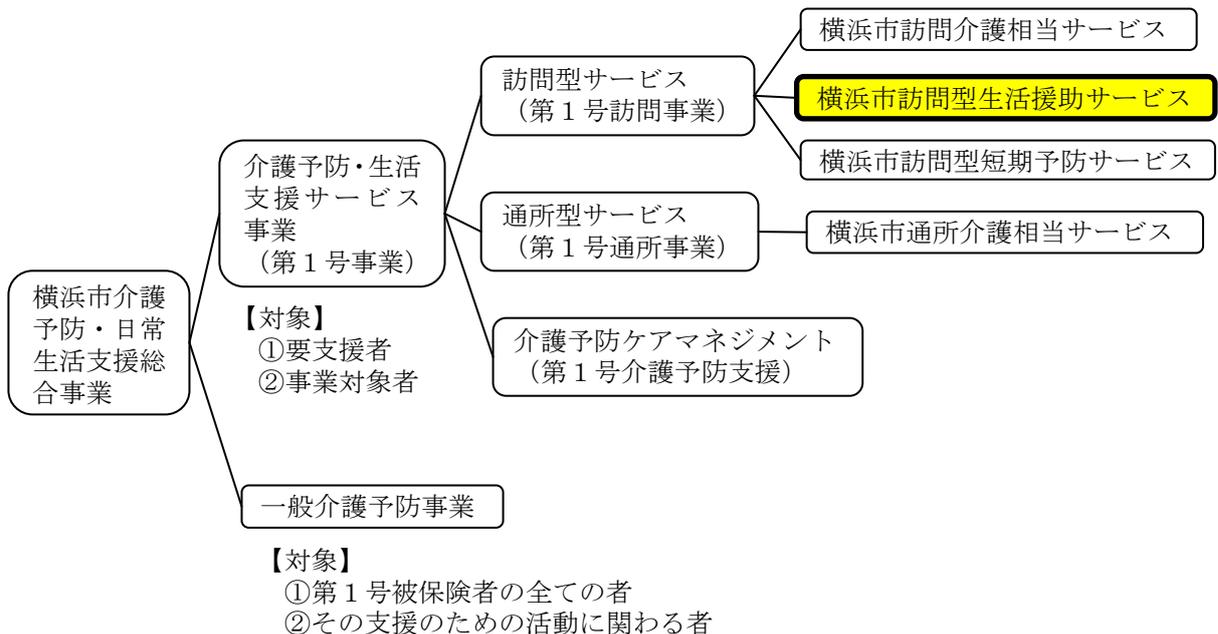


(出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

## 2 構成

介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法に基づく第1号事業）の訪問型サービス（第1号訪問事業）に位置付けられます。

横浜市総合事業の構成図（平成 28 年 10 月～）



### 3 対象となるケースとサービス提供の考え方

添付資料1に掲げる「横浜市訪問介護相当サービスが必要と認められないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」を対象とします。

※ 状態等を踏まえながら、その他の多様なサービスの利用を促進していくことが重要です。

### 4 サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内

(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成12年老計第10号通知。5ページ参照。)において示されている生活援助等)

### 5 提供方法

横浜市訪問介護相当サービスと同様に、指定事業者により実施し、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して行います。

### 6 指定事業者の指定

横浜市内の訪問介護の指定事業者から申請を受け付け、訪問介護の指定事業者が横浜市訪問型生活援助サービスの指定を併せて受けることができるよう手続を行います(平成28年8月頃申請受付開始予定)。 ※ 申請の受付は、当面の間、横浜市内の事業者に限ります。

指定の有効期間の満了日は、訪問介護の指定の有効期間の満了日と同日とします。

### 7 サービスの基準

下表の②「訪問介護員等」を「従事者」として、「一定の研修(注1)受講者」でも従事可能とします。

その他の基準については、質を確保する観点から、現行と同様とします。

	横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型生活援助サービス
人 員	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 訪問介護の管理者が兼ねる。
	②訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】	②従事者(注2) 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】
	③サービス提供責任者(注3) 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※一部非常勤職員も可能。 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	
設 備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	
運 営	・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止休止の届出と便宜の提供 等(横浜市訪問介護相当サービスの基準と同様)

(注1) 「一定の研修」について

資格を持つ方の採用が難しい現状を踏まえて、採用前に資格を取得するのではなく、採用後、各事業所で研修を行う、又は他の事業者等が行う講義を受講させる、のいずれかの方法で実施していただきます。

研修実施にあたって、横浜市が標準テキストを作成(※)し、最低限必要な内容をお示しします。 ※ 標準テキストの作成協力及び提供を公募して行います。

	科 目 (案)
1	職務の理解、職業倫理、秘密保持、衛生管理等
2	尊厳の保持と自立支援
3	介護保険制度等の理解
4	コミュニケーション技術、接遇マナー
5	認知症その他の疾病、障害等の理解
6	生活支援技術
7	リスクマネジメント、緊急時・事故発生時の対応

また、講義に加え、同行訪問の実施を必須とします。

研修については、事前に誓約書を提出していただくこと、各事業所において研修受講の記録をとっていただくことを予定しています。

研修の詳細及び標準テキストについては、6月頃お示しします。

(注2) 従事者について

訪問介護員が従事者を兼務することは可能ですが、従事者としての勤務時間を訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの常勤換算数の計算に算入することはできません。

(注3) サービス提供責任者について

本サービスの利用者1人を訪問介護、介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの利用者1人とみなして計算し、「利用者40人に1人以上」のサービス提供責任者を配置する必要があります。

## 8 単価

添付資料2「サービスコード表」記載のサービスコードを使用します。

1単位あたりの単価は、横浜市の地域区分単価(11.12円)と同じとします。

(1) 基本報酬

横浜市訪問介護相当サービスの基本報酬の90%とします(平成29年度まで。平成30年度以降は、横浜市訪問介護相当サービスの単価等を踏まえ改めて検討します。)

基本は月当たりの包括単位を用いますが、横浜市訪問介護相当サービスと組み合わせながら自立支援につなげる場合は、利用1回ごとの単位(1月につき4回まで)を用います。

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	参 考 横浜市訪問介護 相当サービス
訪問型サービスⅠ／2	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,051単位	訪問型サービスⅠ 1月につき 1,168単位
訪問型サービスⅡ／2	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,102単位	訪問型サービスⅡ 1月につき 2,335単位
訪問型サービスⅢ／2	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,334単位	訪問型サービスⅢ 1月につき 3,704単位
訪問型サービスⅣ／2	事業対象者、 要支援1・2	1月につき4回まで	1回につき 239単位	訪問型サービスⅣ 1回につき 266単位

### 「90%」の考え方

人件費割合7割の中で、本市の訪問介護事業所アンケート調査を踏まえ、介護人材のすそ野を広げるための一定水準の賃金の確保、事業所の参入促進、人材育成の負担等を考慮し、現行単価の90%とします。

※ 本サービスの提供にあたっては、処遇改善加算を設定しません。

### 1回当たりの単位（訪問型サービスⅣ／2）

包括報酬は、利用者に対して、一の事業所において、一月を通じて包括的に支援する場合に使用するものですので、横浜市訪問介護相当サービスと組み合わせる場合は、それぞれ1回当たりの単位を用います（包括単位と1回当たりの単位を組み合わせることはできません。）。

また、1回当たりの単位で組み合わせる場合、月の合計単位が国の定める包括単位（横浜市訪問介護相当サービスと同じ）以下となるようにする必要があります。

→ ケアマネジメントにより、週1回程度の訪問が必要とされた方には1,168単位以下、週2回程度の訪問が必要とされた方には2,335単位以下で組み合わせます。

## (2) 加算・減算

- 初回加算：200単位加算（現行と同じ単位）
- サービス提供責任者体制減算：所定単位数×70%（現行と同じ割合）
- 集合住宅減算：所定単位数×90%（現行と同じ割合）

## 9 利用者負担

介護給付の利用者負担割合と同じです（原則1割、一定以上所得者は2割）。

**参 考** 老計第 10 号 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（抜粋）

（別紙）

1 身体介護

（省 略）

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要で一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置付けることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。）

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

〔1〕 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為

〔2〕 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

（サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。）

2-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供

2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片づけ

2-2 洗濯

洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）、被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳

配膳、後片づけのみ、一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り

対象者となるケースとサービス提供の考え方

各サービスの対象者となるケースとサービス提供の考え方について、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」及び市内介護事業所、地域ケアプラザ等へのアンケート調査等を踏まえ次のとおりとします。

横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型生活援助サービス	横浜市訪問型短期予防サービス	シルバー人材センター、民間企業、その他の多様なサービス
<p>1 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>2 ケアマネジメントで、以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <p>(例)</p> <p>① 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者</p> <p>② 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者</p> <p>③ ごみ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者</p> <p>④ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者</p> <p>⑤ ストーマケア、インシュリン等、本人が行う医療的な処置等に対して見守りが必要な者</p> <p>⑥ 不適切な介護状態にある者</p> <p>⑦ 医師に指示された食事形態に配慮した調理等が必要な者</p> <p>※ 状態等を踏まえながら、一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○ 左記に該当しないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>※ 状態等を踏まえながら、その他の多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>1 うつ状態及び運動機能低下等の理由による、閉じこもり傾向のある者</p> <p>2 心身の状況等の理由により、地域の通いの場等への参加が困難になった者</p>	<p>※ 利用者により選択</p> <p>※ ケースに応じてケアマネジメントの対象</p>

● 横浜市訪問型生活援助サービス(独自) サービスコード表

添付資料 2

横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目		事業対象者、要支援	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)  1,051単位	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,051	1月に つき
A2	1123	訪問型独自サービスⅠ／2・初任				736	
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	946	
A2	1125	訪問型独自サービスⅠ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	662	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)  34単位	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	34	1日に つき
A2	2123	訪問型独自サービスⅠ／2日割・初任				24	
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	31	
A2	2125	訪問型独自サービスⅠ／2日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	22	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)  2,102単位	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,102	1月に つき
A2	1223	訪問型独自サービスⅡ／2・初任				1,471	
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,892	
A2	1225	訪問型独自サービスⅡ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,324	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)  69単位	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	69	1日に つき
A2	2223	訪問型独自サービスⅡ／2日割・初任				48	
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	62	
A2	2225	訪問型独自サービスⅡ／2日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	43	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)  3,334単位	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,334	1月に つき
A2	1333	訪問型独自サービスⅢ／2・初任				2,334	
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,001	
A2	1335	訪問型独自サービスⅢ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,101	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)  110単位	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	110	1日に つき
A2	2333	訪問型独自サービスⅢ／2日割・初任				77	
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	99	
A2	2335	訪問型独自サービスⅢ／2日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	69	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)  239単位	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	239	1回に つき
A2	2423	訪問型独自サービスⅣ／2・初任				167	
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ／2・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	215	
A2	2425	訪問型独自サービスⅣ／2・初任・同一		※1月につき4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	150	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	初回加算		200単位加算	200	1月に つき

## 横浜市訪問型生活援助サービスについてのQ & A

### 1 対象者となるケースとサービス提供の考え方

問1 横浜市訪問介護相当サービスと横浜市訪問型生活援助サービスのどちらを利用するのか（又は組み合わせるのか）、どのように判断すればよいか。

（答）

利用するサービスの種類は、横浜市が示す「対象者となるケースとサービス提供の考え方」に基づき、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）によるアセスメントにより決定されます。

### 2 サービス内容

問1 1回当たりの提供時間の定めはないのか。

（答）

1回当たりのサービス提供時間については、介護予防サービス・支援計画書において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を訪問型サービス事業者が作成する第1号訪問事業計画書に位置付けます。

### 3 サービスの基準

問1 訪問介護員の資格（例：ヘルパー2級）を持っているが、介護に従事した経験がない者が横浜市訪問型生活援助サービスに従事する場合、「一定の研修」の受講が必要か。

（答）

訪問介護員の資格を持っている方については、「一定の研修」の受講は不要です。

## 4 単価

問1 横浜市訪問介護相当サービスと横浜市訪問型生活援助サービスを併用する場合の単価の組み合わせを例示してほしい。

(答)

【例1】週1回程度の方が1月に2回横浜市訪問介護相当サービス、2回横浜市訪問型生活援助サービス

$$266\text{単位} \times 2 + 239\text{単位} \times 2 = 1,010$$

※ 同曜日が5週ある月でも4回までしか算定できません。

(国の定める包括単位1,168単位を超えるため)

【例2】週2回程度の方が1月に4回横浜市訪問介護相当サービス、4回横浜市訪問型生活援助サービス

$$266\text{単位} \times 4 + 239\text{単位} \times 4 = 2,020$$

※ これ以上の回数の組み合わせはできません。

(それぞれ1月につき4回までしか算定できないため)

問2 横浜市訪問介護相当サービスと横浜市訪問型生活援助サービスを併用する場合、同一の事業所でなくても併用可能か。

(答)

可能です。

問3 従前より介護予防訪問介護又は横浜市訪問介護相当サービスを利用していた利用者が、横浜市訪問型生活援助サービスの対象者となった。サービス提供が継続される場合、新たに初回加算を算定することは可能か。

(答)

横浜市訪問型生活援助サービスについて初回加算を算定できるのは次の場合です。

① 利用者が過去2か月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合

② 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合

介護予防訪問介護又は横浜市訪問介護相当サービスから横浜市訪問型生活援助サービスに移行した場合は、同一事業所からサービス提供が継続されると考え、初回加算を算定できません。

問4 横浜市訪問介護相当サービスの利用者が新たに横浜市訪問型生活援助サービスを併用する場合、初回加算は算定可能か。

(答)

同一事業所において横浜市訪問介護相当サービスと横浜市訪問型生活援助サービスの併用を開始する場合は、初回加算は算定できません。同一でない事業所の場合、サービス計画書を新たに作成する必要があることから、初回加算の算定が可能です。

**問 5** 研修受講により配置する従事者はサービスへの同行訪問が必要とされているが、サービス提供責任者と同行訪問した場合初回加算を算定可能か。

(答)

初回加算の要件（新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施した横浜市訪問型生活援助サービスと同月内に、サービス提供責任者が自らサービス提供する場合）を満たしている場合は算定可能です。

**問 6** 訪問介護の集合住宅減算については、横浜市訪問介護相当サービスの利用者も含めて計算するが、横浜市訪問型生活援助サービスの利用者は含めないものと考えてよいか。

(答)

貴見のとおりです。

**問 7** 訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、横浜市訪問型生活援助サービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、横浜市訪問型生活援助サービスの利用者は含むか。

(答)

特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、横浜市訪問型生活援助サービスに従事する時間は含みません。

また、重度要介護者等対応要件の利用者割合は、指定訪問介護の利用者数（一体的な運営を行う場合の第1号訪問介護の利用者を除く）に基づき算定することとしており、横浜市訪問型生活援助サービスの利用者は含みません。

## **5 定款**

**問 1** 事業の目的として定款に「介護保険法に基づく第1号事業」と記載している場合、定款の変更は必要か。

(答)

「介護保険法に基づく第1号事業」の定義には、横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービスが含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。

**問 2 横浜市所管の社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。**

(答)

「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業」が含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。

## **6 運営規程・契約書等**

**問 1 横浜市訪問型生活援助サービスを提供するにあたって、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。  
必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。**

(答)

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。

事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

【例】「第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）」

**問 2 運営規程は訪問介護等とは別に単独でつくるのか。**

(答)

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

**問 3 現在、「訪問介護、介護予防訪問介護サービス及び横浜市訪問介護相当サービス利用契約書」としているが、その中に「横浜市訪問型生活援助サービス」も含めた様式として差し支えないか。**

(答)

契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業の各サービスの内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。

**問 4 介護予防訪問介護又は横浜市訪問介護相当サービスを利用している利用者が、横浜市訪問型生活援助サービスを利用する事になった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。**

(答)

改めて取り交わすことが適切と考えます。

しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が

生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

**問 5 重要事項説明等の取扱いについては、従来と同じと考えてよいか。**

(答)

従来の運営基準と同じく、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

**問 6 運営規程、契約書等について、ひな形や見本になるような文例を提示してもらえないか。**

(答)

運営規程の例については追ってお示ししますが、契約書等については事業者と利用者の取り決めであり、お示しできません。

## **7 サービス計画書**

**問 1 サービス計画書の作成（修正）は必要か。**

(答)

横浜市訪問型生活援助サービスの提供を開始する利用者については、サービス計画書を作成（修正）する必要があります。

**問 2 サービス計画書の作成方法、書式などは現行のものを流用し現行の方法で処理してよいのか。「事業対象者」など明記する必要があるのか。**

(答)

総合事業移行後にサービスを提供する場合には、サービス計画書の表題を「第1号訪問事業計画書」等に修正し、現行のものを流用して処理してください。

なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。